

## 市政情報

### 避難所開設状況webアプリをご利用ください

避難所開設状況と混雑状況がリアルタイムで分かる「東松山市避難所開設状況webアプリ」を作成しました。災害時の備えとして、ぜひご利用ください。

#### アプリの概要

- ・開設中の避難所のみ表示されます(開設していない避難所は表示されません)。
  - ・混雑状況を3段階「空き」「混雑」「定員一杯」で表示します。
- ※平時は訓練モードで避難所を表示しています。



#### ☎危機管理防災課

☎21-1405  
☎22-7799



アプリ

## 「防災行政無線戸別受信機」の無償貸与

防災行政無線の放送内容を自動で受信する「戸別受信機」を無償で貸与しています。

☎防災行政無線の放送が聞こえづらい世帯・施設  
※貸与は、1世帯・1施設に1台とします。  
※在庫がなくなり次第、貸与は終了となります。

#### ☎・☎危機管理防災課

☎21-1405  
☎22-7799



市HP



※ご自身のスマートフォンや携帯電話で「東松山いんぷおメール」に登録すると、防災行政無線による放送内容をメールで受信することができます。なお、東松山いんぷおメールで配信した放送内容は、市HPでも確認できます。

(注意)定時放送の内容は、原則、配信されません。



市HP

## 所得の申告が必要です(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

☎国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している人及びその世帯主

### 所得の申告

国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、前年中の所得に応じて、保険税(料)の算定や、高額療養費の自己負担限度額の判定等を行います。これらを正しく算出するためには、所得のない人や、税法上の被扶養者であっても、所得申告が必要です。

申告をしない場合、所得が一定額以下の世帯に対する軽減措置が適用されない等、加入者に不利益が生じることがあります。

なお、所得が給与又は年金のみの人は、その支払者が報告するため、原則として個人の申告は不要です。

### 申告の方法

昨年中の所得の有無や、税法上の被扶養者であるかどうかによって、次のとおり申告の方法が異なります。

#### ①所得がある人

確定申告書を税務署へ提出するか、市・県民税申告書を課税課へ提出してください。

#### ②所得がなく、被扶養者でない人

市・県民税申告書を課税課へ提出してください。

※①②の詳しい手続きは、8、9ページの「税の申告はお早めに」をご確認ください。

#### ③所得がなく、被扶養者である人

国民健康保険税申告書又は後期高齢者医療簡易申告書を保険年金課へ提出してください。

※詳しい手続きについては、保険年金課へお問い合わせください。

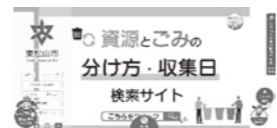
#### ☎保険年金課

国民健康保険担当 ☎21-1403☎23-0076  
後期高齢者医療制度担当 ☎63-5004☎23-0076

## 資源とごみの分け方・収集日検索サイトをご利用ください

家庭の資源とごみの分け方・収集日をキーワードを入力して検索したり、ボタンを押したりして確認することができます。市HPトップページのスライド画像を押すか二次元コードからご利用ください。

また、市HPには、収集日をカレンダータイプで確認ができる「資源とごみの分別収集カレンダー」を掲載していますので、ご利用ください。



市HPトップページのスライド画像



検索サイト



資源とごみの分別収集カレンダー

#### ☎廃棄物対策課

☎21-1401☎23-7700  
クリーンセンター  
☎34-5550☎34-5125

## 生ごみの水切りはごみの減量に有効です

生ごみの約80%は「水分」とされています。生ごみを水切りすることで次のような効果が挙げられます。

### 水切りの効果

- ・ごみの減量
  - ・悪臭の軽減
  - ・ごみ焼却効率の向上
  - ・収集車の収集効率の向上
- ぜひ、水切りをご家庭の習慣にしてください。

### 水切りの方法

- 1.まずはぬらさない  
野菜の皮は洗う前にむきましょう
  - 2.しっかり乾かす  
お茶がらやティーバッグは乾燥させてから捨てましょう
  - 3.水を切る  
三角コーナーや水切りネットなどを利用して、水を切りましょう
- ※市HPで水切りの一例を紹介しています。

#### ☎廃棄物対策課

☎21-1401☎23-7700  
クリーンセンター  
☎34-5550☎34-5125



市HP

## 「びん・かん、ペットボトル」の出し方

ごみの減量化・リサイクルの推進のために分別は非常に大切です。日常生活から排出されるびん・かん、ペットボトルもリサイクルすることができます。

### びん・かん

びん・かんは飲料・食品用に限り、空にして、できるだけきれいに洗い、水を切って出してください。

### ペットボトル

ペットボトルのキャップ・ラベルは外してプラスチック類(プラ①)へ。本体は空にして、できるだけきれいに洗い、水を切って出してください。

※「びん・かん」と「ペットボトル」は別収集となりますので、後出しにご注意ください。

※ビールびんや日本酒の一升びんなど再生利用可能なびんは、販売店等で再利用(リユース)しましょう。

※化粧品のびんは不燃物で出してください。



#### ☎クリーンセンター

☎34-5550☎34-5125



市HP

## 引越し時の粗大ごみは早めに処理しましょう

家庭粗大ごみを処分する際には、クリーンセンター(可燃物)又は西本宿不燃物等埋立地(可燃物以外)に直接持ち込む方法と有料戸別収集があります。

### 直接持ち込む方法

受付日時	粗大ごみの種類と持ち込み先	
	クリーンセンター(神戸)	西本宿不燃物等埋立地(西本宿)
平日 午前8時30分～午後4時	可燃粗大ごみ	不燃粗大ごみ
第2日曜日 午前9時～正午		可燃粗大ごみ・不燃粗大ごみ

※土・日曜日、祝日はお休みです。

運転免許証等による住所確認を行います。

処理手数料(家庭ごみ) 10kgにつき25円(ただし、計量器の表示で1回の持ち込みが40kgまでは無料)

### 粗大ごみ戸別収集(有料)

廃棄物対策課又は市民活動センター窓口での事前申請が必要です。毎月2回とりまとめ、15日までの前半分は同月下旬、16日から月末までの後半分は翌月上旬の指定日に自宅まで収集に伺います。指定日の朝8時30分までに1階の屋外に出しておいてください。半月ごとに5時まで申請できます。

なお、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機など市で処分できないものもあります。

※電話や郵送等での申請はできません。

### 「リユース(再利用)」の検討を

処分する前に「リユース(再利用)」を検討してください。処分費用や搬出の手間を軽減できる可能性があります。また、市では株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら」を通じたリユース(再利用)の推進を行っています。

☎廃棄物対策課☎21-1401☎23-7700

クリーンセンター☎34-5550☎34-5125



市HP